

議案第98号

権利の放棄について

別紙のとおり、権利を放棄するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

(昭和52年4月5日付け 亡借受人 契約) 住宅改修資金貸付金債権

2 債務者

A (亡借受人相続人)

3 放棄する金額

未払いの元金利息金1,147,592円及びこれに係る違約金

4 理由

第2項記載の債務者 A (以下「債務者」という。)を被告として訴訟提起(平成30年9月定例会議 議案第69号可決)し、判決による債務名義を得た。債務名義取得後、債務者の財産開示手続きを申し立て、債務者から財産目録が提出されたが、財産はなかった。債務者の住民票住所地の動産に対して強制執行を申し立てたが、差押えに適する動産がなく、執行不能のため事件終了となった。また、連帯保証人2名について、両名とも死亡していることから、これ以上の債権回収が困難であるため。